

有限責任事業組合 ウィメンズチャンス

事業概要書

目次

➤ 目次	1P
➤ 組合概要	2P
➤ 有限責任事業組合の価値	3P
➤ 有限責任事業組合の三大特徴	4P
➤ 事業組織比較	5P
➤ 事業目的	6P
➤ 事業内容	7P
➤ 事業手段	8P
➤ 事業概略図	9P
➤ 会員	10P
➤ 会員メリット	11P
➤ 賛助企業	12P
➤ 賛助企業メリット	13P

組合概要

- 運営 : 有限責任事業組合（LLP）ウィメンズチャンス（仮称）
- 設立 : 平成19年8月登記予定
- 会社法人等番号 :
- 事業内容 : コンサルタント業務
上記内容に附帯する一切の事業
- 所在地 : 大阪市淀川区西中島4-10-4 奥村ビル7F
- 組合員 : 会長理事 富永 紀年
副代表理事
代表理事
副代表理事

有限責任事業組合の価値

有限責任事業組合とは、2005年8月に施行された経済産業省「有限責任事業組合契約法」に基づく新たな事業体で、Limited（有限）Liability（責任）Partnership（組合）の略称です。その特徴は、組合員の全員が①有限責任②権限分配・損益分配が自由③パススルー課税（構成員課税）の適用④法人格無し⑤資産所有は合有などであり、大企業同士の共同出資による実験的事業投資であつたり、優れた技術があつても資本に乏しい技術者や中小企業が、中小企業同士、あるいは大企業などと共同して対等に仕事をできる新しい企業形態となり得るなど、高度な専門性を持つ人的資産と、そこへ提供される資金を有機的に組み合わせる組織体としての利用価値が高いものとして期待されている事業体です

有限責任事業組合の三大特徴

有限責任

- 出資者（LLPの場合は組合員）が、出資額の範囲までしか事業上の責任を負わない制度
- 有限責任により、出資者にかかる事業上のリスクが限定され、事業に取り組みやすくなります

LLP三大特徴

内部自治の徹底

- 内部自治とは組織の内部ルールが、法律によって詳細に定められているのではなく、出資者（組合員）同士の合意により決定できることで、二つの意味があり、第一に出資比率によらず、損益や権限の柔軟な分配ができるということ、第二に取締役などの会社機関が強制されず内部組織が柔軟である、ということです
- 内部自治によって、共同事業を行う際に重要な出資者（組合員）の動機付け（インセンティブ）を高めることが容易となり、事業上のニーズに応じた柔軟な組織運営が可能となります

構成員課税

- 構成員課税とは、組織段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組みです
- 効果としては、LLPの事業で利益が出たときには、LLP段階で法人課税は課されず、出資者への利益分配に直接課税されることとなります
- また、LLPの事業で損失が出たときには、出資の価額を基礎として定められる一定額の範囲内で、出資者の他の所得と損益通算することができます

事業組織比較

	組合	投資事業組合	有限責任事業組合 (LLP)	合同会社 (LLC)	株式会社
法律	民法	投資事業有限責任組合契約に関する法律	有限責任事業組合契約に関する法律	会社法	会社法
法人格	なし			あり	
名称登記	名称の確定は不要。登記義務なし	名称、所在地、無限責任組合員の氏名・住所等を登記しなければならない	名称と所在地、事業を登記しなければならない	商号確定、設立登記	
事業目的	組合員による共同の事業であればよい	投資に関する目的である旨が定められている	共同で営利を目的とする事業を行う	特に制限はない	
内部関係	<u>自由に取り決めることが可能 (議決権や利益の配分など)</u>				定款自治 (取締役会・株主総会)
構成員の責任	全組合員が無限責任を、併存的に負う。債務は分割債務となる	無限責任組合員と有限責任組合員がそれぞれの範囲の責任を負う	<u>有限責任 (出資の範囲内)</u>		
課税の方法	<u>構成員課税 (分配利益に対する課税のみ)</u>			法人課税	
債権者の保護/情報開示	組合員の無限責任	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表等の閲覧、謄写権 ● 財産分配規則 	<ul style="list-style-type: none"> ● 務諸表等の閲覧、謄写権 ● 出資の全額払込主義 ● 財産分配規則 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計算書類の閲覧、謄写権 ● 出資の全額払込主義 ● 財産分配規則 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計算書類の閲覧、謄写権 ● 取締役の対第三者責任 ● 監査役の対第三者責任 ● 会社組織再編などの際の各種債権者保護手続

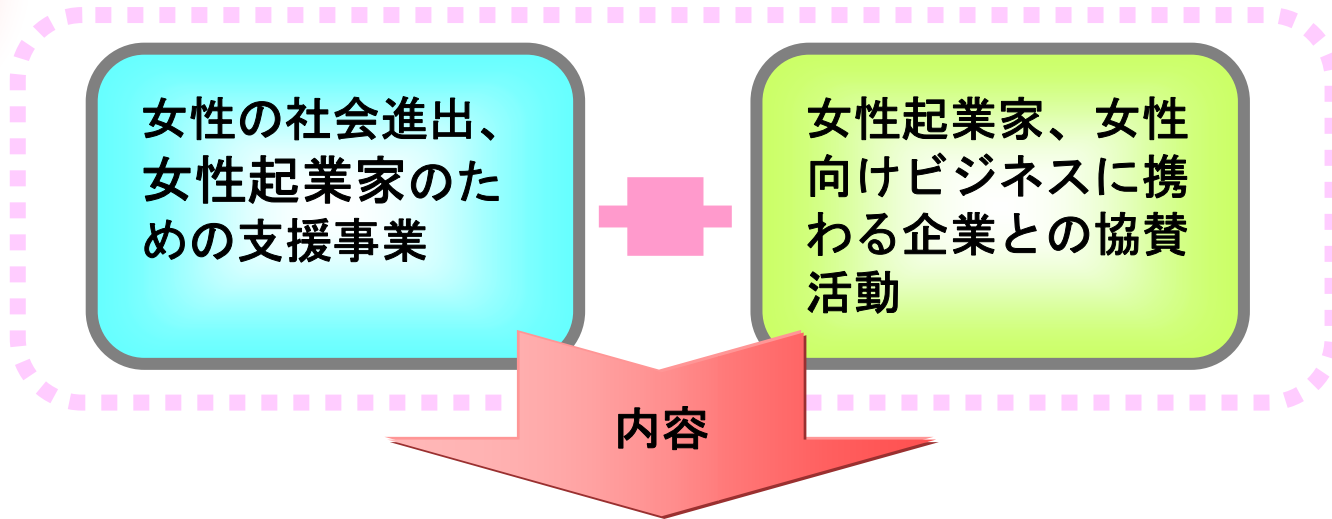
事業目的

女性の社会進出が進んできた昨今。労働力人口総数に占める女性の比重はかなり高くなり、様々な分野で女性が活躍しています。さらに、各年齢層においても女性の働く割合が増加しています。また、高齢化の進展に伴い、若年労働力人口の減少が現実化してきている中で、女性の社会進出は益々進展する状況となり、働く女性を支援する製品やサービスへのニーズは一層増加してきています。中小企業においてもこのようなニーズに即した製品やサービスの提供により、事業機会をとらえることが可能となっています。

また、女性の労働力増加に伴い、数多くの女性起業家の輩出も珍しくはなくなってきました。しかしながら、企業家・経営者としての成功はまだまだ当たり前という状況ではありません。

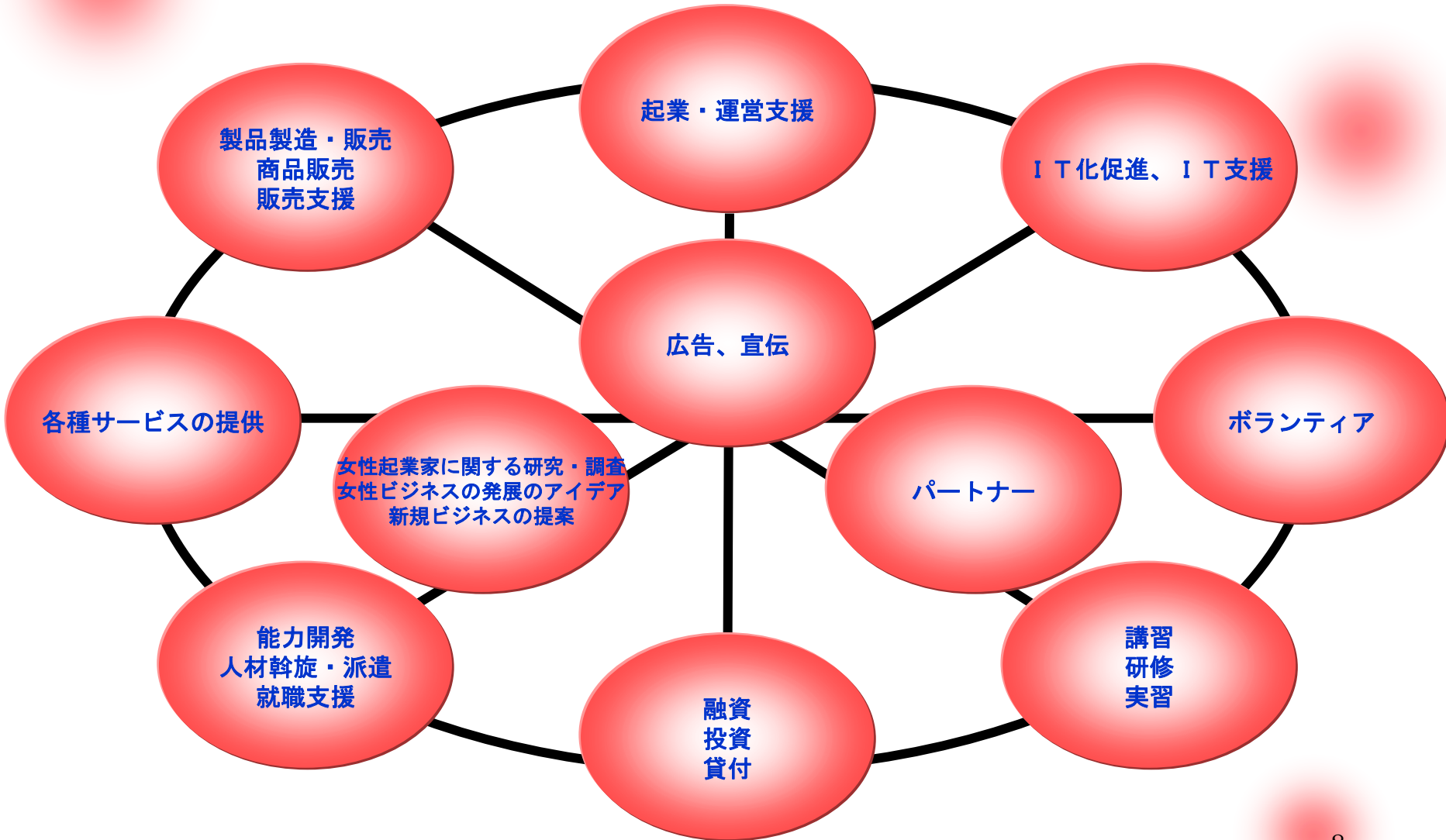
当組合では、このような状況を踏まえ、今後のビジネス社会においても益々重要な位置づけにある“女性”をターゲットに、女性の社会進出や女性起業家としての成功者輩出のために、女性や女性向けビジネスへの支援を目的として、基盤づくりから事業拡大まで、様々な方面からの支援事業を行い、不特定多数の利益に寄与いたします。

事業内容

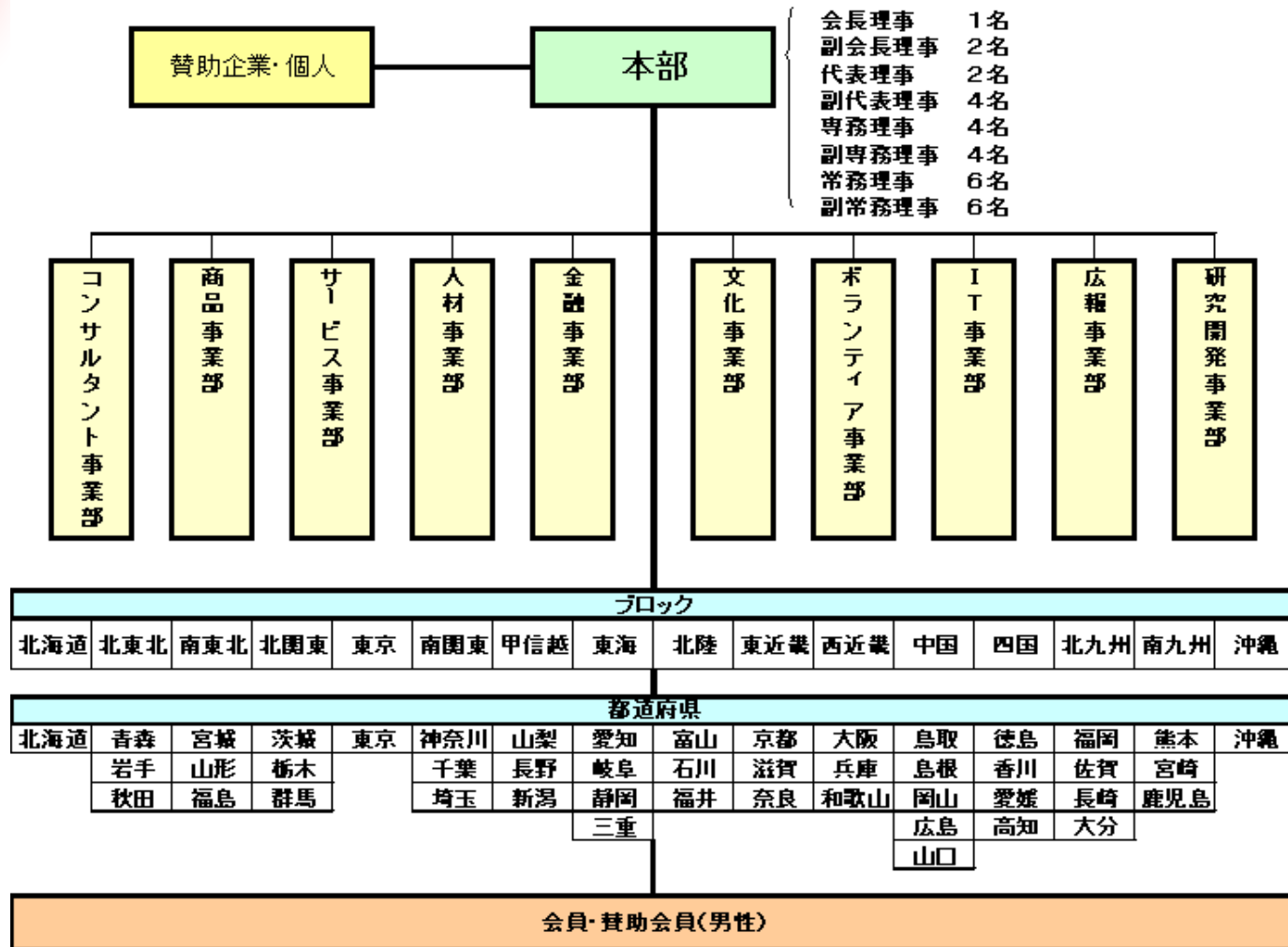


- 女性起業家の起業・創業の効率化、法遵守・各種手続き迅速化、経営アドバイス
- 女性起業家向けOEM商品の製造、取扱商品の仕入販売、販売店・代理店等展開
- 女性起業家の事業効率化、事業活動促進
- 女性のスキルアップ、雇用・就職促進
- 女性起業家への資金調達
- 女性の趣味を活かした起業支援、物販以外での起業支援
- 女性による社会貢献活動
- 女性起業家へのIT化による人員削減、業務の効率化
- 女性起業家の知名度・認知度アップ、イメージ定着
- 女性の社会進出の現状把握と指標作成、今後の展望、女性起業家への提言
- 女性起業家の事業推進・拡大

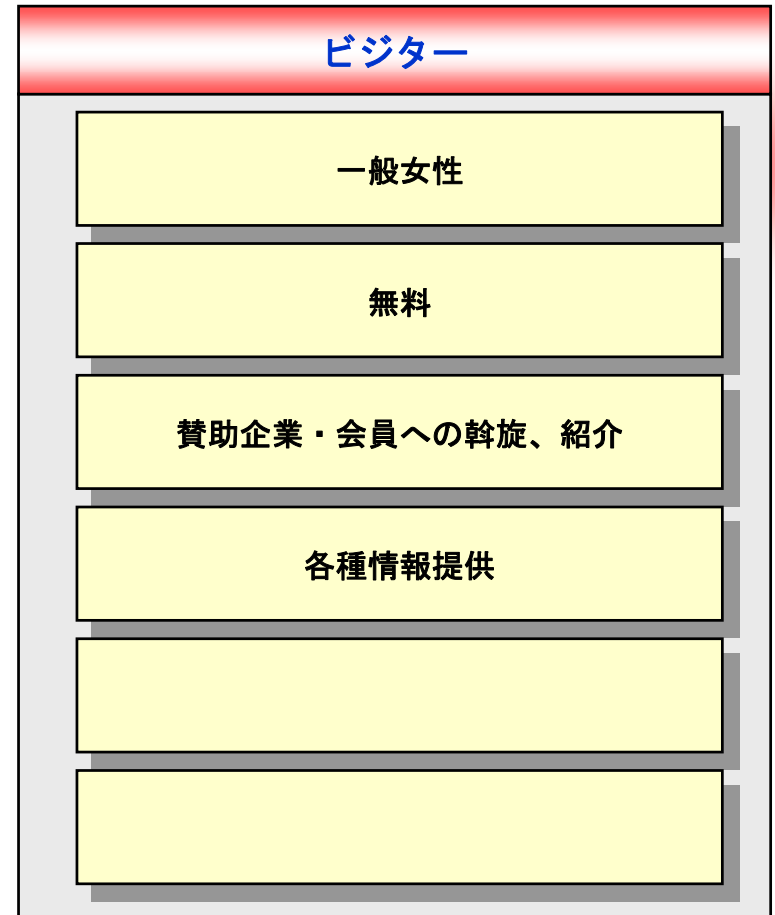
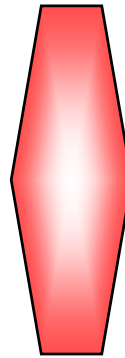
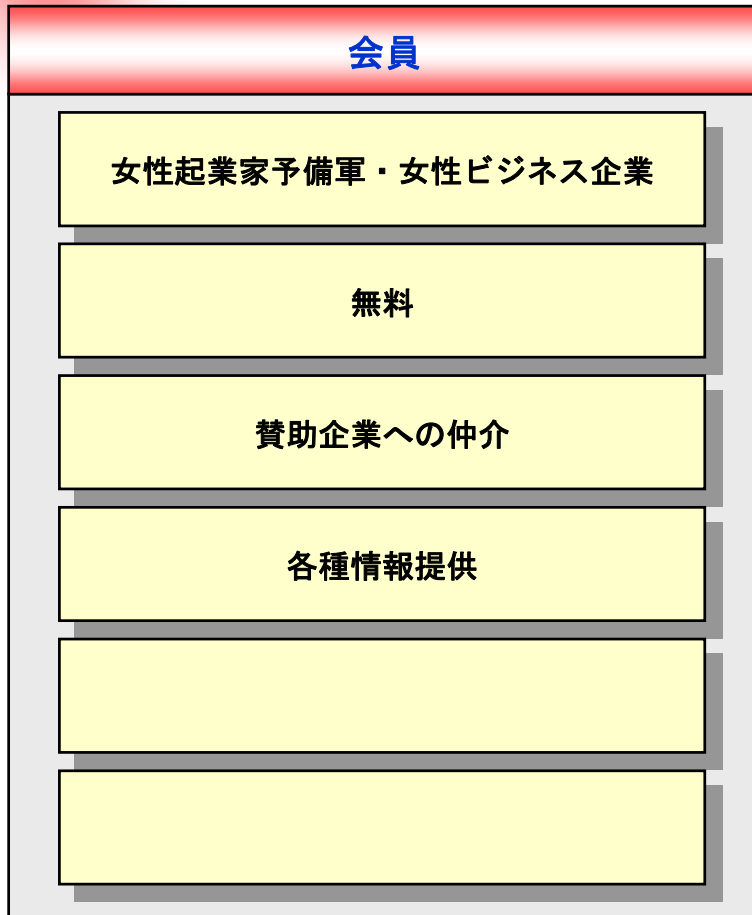
事業手段



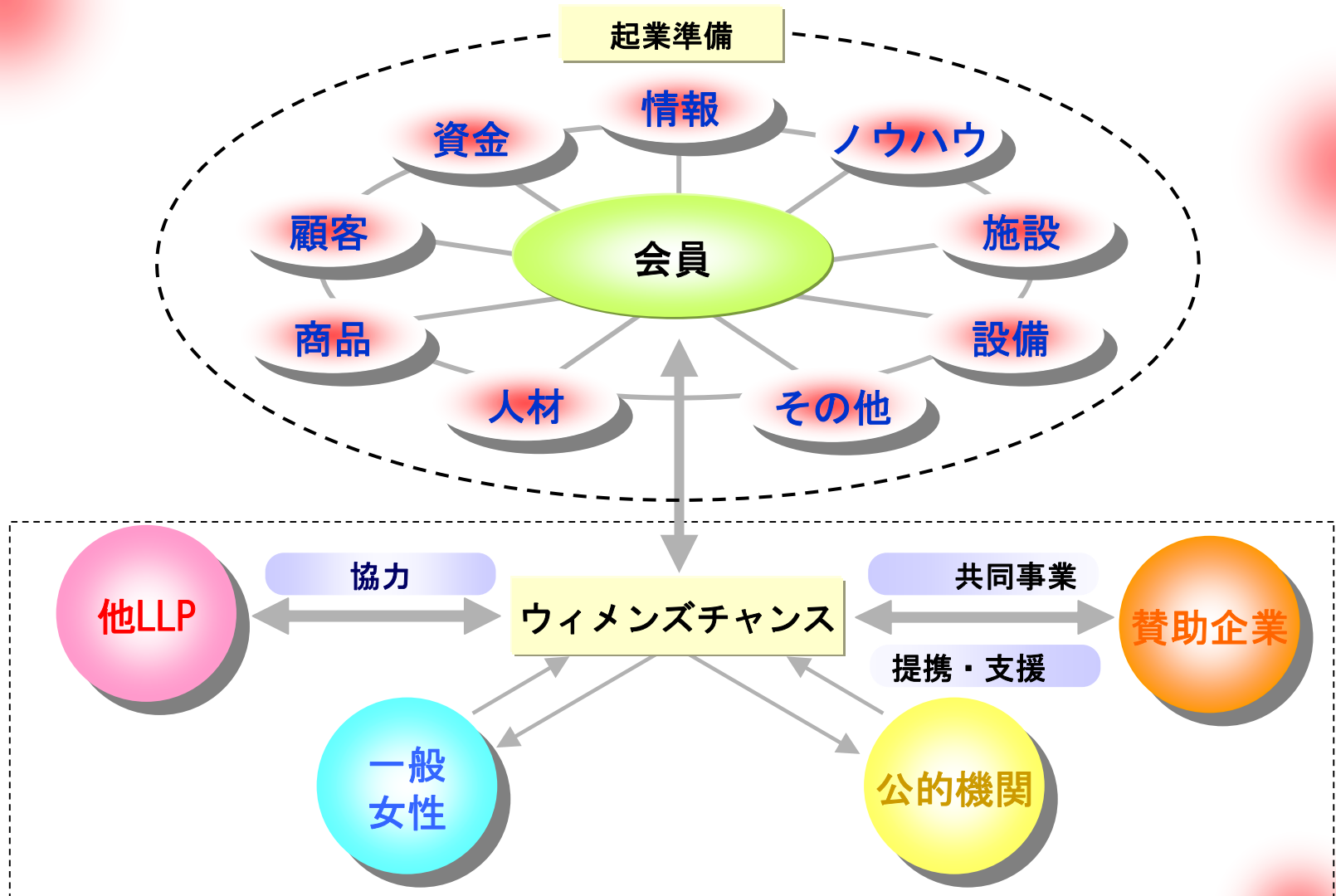
事業概略図



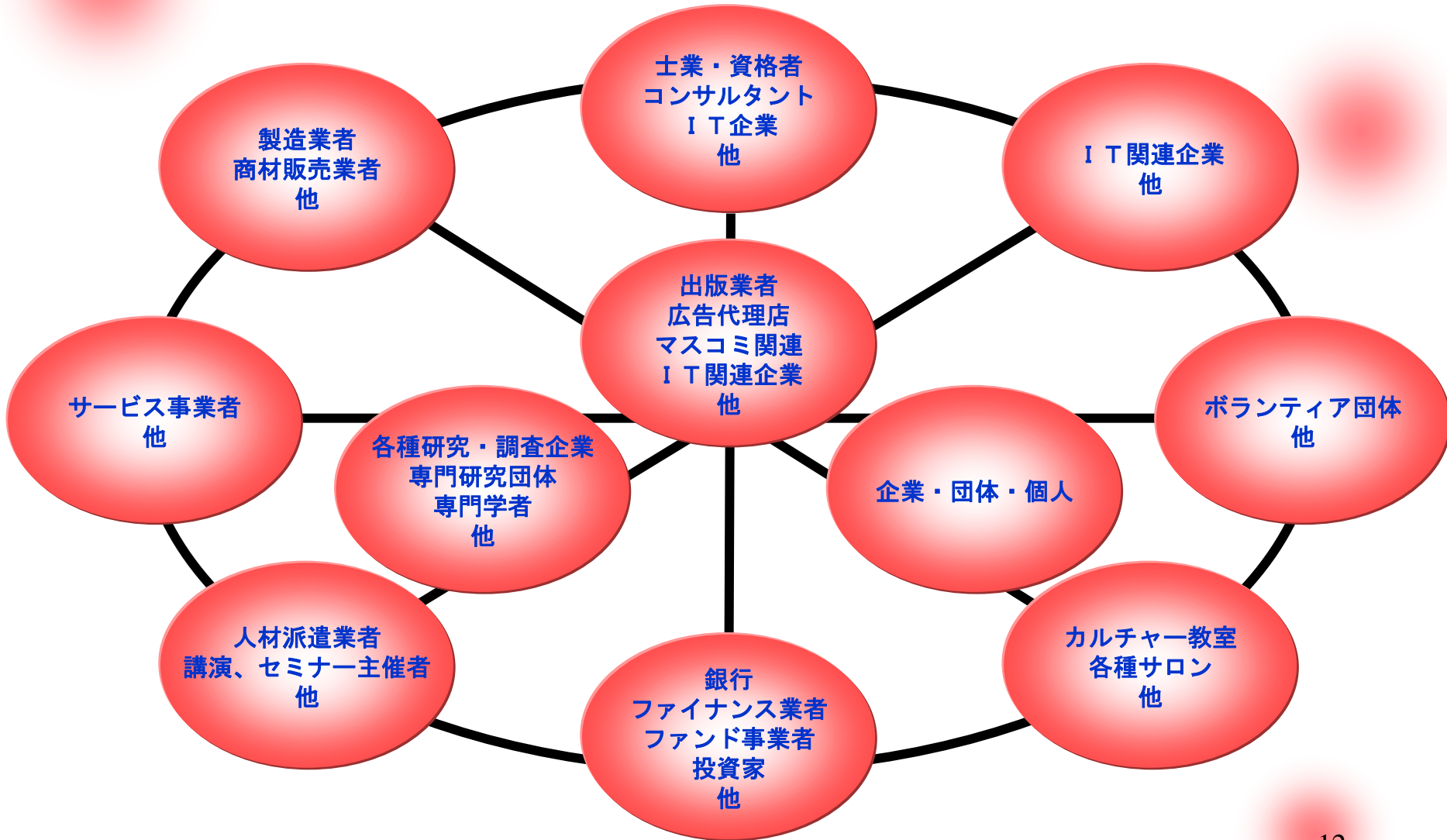
会員



会員メリット



贊助企業



賛助企業メリット

